

令和2年7月13日

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

児童扶養手当の受給世帯や、新型コロナウイルスの影響により収入が基準以下に減少しているひとり親世帯に、臨時特別給付金を支給します。7月14日（火）に案内通知を送付し、郵送及び専用窓口を開設して受付します。

記

1 概要

①児童扶養手当受給者			②公的年金等受給者			③家計急変者	
対象	令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方		対象	年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方		対象	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、直近の収入が減少した方
支給額	基本給付	追加給付	支給額	基本給付	追加給付	支給額	基本給付
	1世帯 5万円 第2子以降 1人につき3万円	1世帯 5万円		1世帯 5万円 第2子以降 1人につき3万円	1世帯 5万円		1世帯 5万円 第2子以降 1人につき 3万円
申請	不要	必要	申請	必要	必要	申請	必要
支給予定	・7/20まで受付 ⇨7/31支給 ・7/31まで受付 ⇨8/14支給		支給予定	・7/22まで受付 ⇨8/13支給 ・7/31まで受付 ⇨8/20支給		支給予定	・7/22まで受付 ⇨8/13支給 ・7/31まで受付 ⇨8/20支給

※追加給付：新型コロナウイルスの影響により、収入が大きく減少したと申出があった方。
 ※支給方法：児童扶養手当を支給している口座または指定された口座に振り込みます。

2 案内通知発送件数

約2,300件（児童扶養手当及びひとり親医療助成制度の登録者）

※ひとり親で児童扶養手当及びひとり親医療助成制度に登録のない方も、要件に該当する方は対象となりますので、専用窓口までご連絡願います。申請書等を郵送します。

3 専用窓口

（1）開設場所：福島市保健福祉センター 5階（〒960-8002 福島市森合町10番1号）
 電話：024-597-7906

（2）開設日時：平日 7月14日（火）～9月30日（水）8：30～17：15
 【臨時窓口】休日…7月23日（木・祝日）、26日（日）8：30～17：15
 夜間…7月27日（月）、28日（火）17：15～19：00

担当：こども政策課 子育て支援係
 課長 菅野、係長 松浦
 電話 024-525-3767（直通）